【別記１】 （事業者認定申請書の様式）

合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用

に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和　 年　 月　 日

鹿児島県素材生産事業連絡協議会

会　長　　　柴　立　　鉄　彦　　　殿

所 在 地 ：

名　　　称 ：

代表者名 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

貴団体の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

１．創業年、従業員数 ：　　　　　　　年　　月　　日創業、従業員数　　　　人

２．取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 ：

　　　　品目 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　、年間取扱量　　　　　　　　㎥

３．事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況 ：（別添：見取り図）

４．分別管理及び書類管理の方針 ：（別添１）

５．合法性･持続可能性の証明及び間伐材証明に係る事業者認定番号がある場合はその認定番号 ：

６．その他（注） ：

注：その他には、資格（ＩＳＯ、ＪＡＳ等）を持っていれば記入してください。

【別記１ア】（事業者認定申請書（継続）の様式）

合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に

供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和 　年 　月 　日

鹿児島県素材生産事業連絡協議会

会　長　　　柴　立　　鉄　彦　　　殿

所 在 地 ：

名　　　称 ：

代表者名 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 認定番号 ：

　貴団体の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

１．創業年、従業員数：　　　　　　　年　　月　　日創業、従業員数　　　　人

２．取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量

　　　　品目 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　、年間取扱量　　　　　　　　㎥

３．過去３年間の木材・木材製品、間伐材等及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量 ：

４．事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：見取り図）

５．分別管理及び書類管理の方針 ：（別添１）

６．その他（注）

注：その他には、資格（ＩＳＯ、ＪＡＳ等）を持っていれば記入してください。

【別添１】

分別管理及び書類管理方針書

（　事　　　業　　　者　　　名　）

令和　　年 　月　　日作成

本方針書は、鹿児島県素材生産事業連絡協議会が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和７年６月１２日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という。）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という。）に基づき確認する間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電利用ガイドライン」という。）に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。 また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

　　本方針書は、当　（　事 業 者 名　）　において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

・　分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、　○ ○ ○ ○ （氏名）　を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。

・　分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・　原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

・　原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・　原木等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

* 製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（GHG関連情報の管理等の実施）

* 原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、発電利用ガイドライン４項（４）に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
* GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。
* 出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
* 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を５年間保存する。

（書類管理）

・　分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木取扱量及び製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。

・　合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・　証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

　　　　　　　　　　以上

【別添２】

誓　約　書

　令和○○年○○月○○日付の事業者認定申請書の内容に相違して問題が生じた

場合は、申請者において対処し、また証明書の記載事項に虚偽があった場合等で

事業者の認定を取り消された場合には、決して不服を申し立てないことを誓約いた

します。

令和○○年○○月○○日

　鹿児島県素材生産事業連絡協議会

　　　会　長　　柴　立　　鉄　彦　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名：

【別記２】（事業者認定書の様式（例））

事　業　者　認　定　書

令和　　年　　月　　日

* ○　○　○　　　株式会社

代表取締役　○　○　○　○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鹿児島県素材生産事業連絡協議会

会　長　　　柴　立　　鉄　彦

令和　　年　　月　　日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書について、本団体の合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

　【GHG関連情報の収集・管理・伝達について認定する場合】

　今回の認定には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号 ：　鹿県素連認定GHG第○○号

事業者の所在地：

事業者の名称 ：

代表者の氏名 ：

認定の有効期間： 令和　　年 　月 　日～令和　　年 　月 　日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記３－1】　　合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供す

る間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の様式(例)　　※　丸太のまま出材の場合

|  |
| --- |
| 番　　　　　　号  令和　　年　　月　　日  合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電  利用に供する間伐材等由来の木質バイオマスの証明書  ○　　○　　○　　○　　殿  （販売先）  　　　　　　　　 　 　　　　　 ○○素材生産事業者  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認　定　番　号　　　　　㊞  　下記の物件は、全て間伐等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。  １．間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。）  ２．伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等  ３．物件（森林）所在地  ４．樹種  ５．数量  ６．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）  （１）原料区分  　　　　国有林等  　　　　林地残材等  　　　　その他伐採木  （２）原料輸送区分  　トラック最大積載量：　　１ｔ車以上　　　　２ｔ車以上  　　　　　　　　　　　　　 　　４ｔ車以上　　　　１０ｔ車以上　　　　　２０ｔ車以上  輸送距離：　 10km以下　　　20km以下　口30km以下　口40km以下  　　　口50km以下　口60km以下　口70km以下　口80km以下　口90km以下  　　　90ｋｍを超える場合10ｋｍ単位　　　　　　〔　　　　〕ｋｍ以下     * 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。 |
| また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。  　　　　　ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成２４年６月）」２（１）①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。  　　　　　GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注：本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

　　GHG関連情報（１）原料区分のうち「その他伐採木」は、エネルギー利用目的で伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記３－２】　　合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供す

る一般木質バイオマスの証明書の様式(例)　　※　丸太のまま出材の場合

|  |
| --- |
| 番　　　　　　号  令和　　年　　月　　日  合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び  発電利用に供する一般木質バイオマスの証明書  ○　　○　　○　　○　　殿  （販売先）  　　　　　　　　 　 　　　　　 ○○素材生産事業者  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認　定　番　号　　　　　㊞  　下記の物件は、一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。  １．伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等  ２．物件（森林）所在地  ３．樹種  ４．数量  ５．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）  （１）原料区分  　　　　林地残材等  　　　　その他伐採木  （２）原料輸送区分  　トラック最大積載量：　　１ｔ車以上　　　　２ｔ車以上  　　　　　　　　　　　　 　　　４ｔ車以上　　　　１０ｔ車以上　　　　　２０ｔ車以上  輸送距離：口10km以下　口20km以下　口30km以下　口40km以下  　　　口50km以下　口60km以下　口70km以下　口80km以下　口90km以下  　　　90ｋｍを超える場合10ｋｍ単位　　　　　　〔　　　　〕ｋｍ以下   * 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。   　　　　GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。 |

注：本様式の証明書の作成に代え、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

　　GHG関連情報（１）原料区分のうち「その他伐採木」は、エネルギー利用目的で伐採齢２０年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記３－３】 合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式(例)　※　流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番　　　　　　号  令和　　年　　月　　日  発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマスの証明書  ○　　○　　○　　○　　殿  （販売先）  　　　　　　　　 　 ○○チップ製造事業者  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認　定　番　号　　　　　　　㊞  　下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。  記  １．樹　種  ２．数　量  ３．GHG関連情報(GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)  （１）原料区分、原料輸送区分   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 原料区分 | 原料輸送区分 | 構成比 | 備　考 | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |   （２）加工区分  　 　　チップ加工  　　 　ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）  　　 　ペレット加工（乾燥にバイオマス利用） |

（３）製品輸送区分

トラック最大積載量:　　１t車以上　　　２t車以上

　　　　　　　　　　　　　　4t車以上 　口10t車以上　　口20t車以上

輸送距離:口10km以下　口20km以下　口30km以下　口40km以下

　口50km以下　口60km以下　口70km以下　口80km以下　口90km以下

　　90ｋｍを超える場合10ｋｍ単位　　　　　　〔　　　　〕ｋｍ以下

* ＧＨＧ関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注：　本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記３－４】 合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式(例)　※　流通・加工段階における一般木質バイオマスの証明の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番　　　　　　号  令和　　年　　月　　日  発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明書  ○　　○　　○　　○　　殿  （販売先）  　　　　　　　　 　 ○○チップ製造事業者  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認　定　番　号　　　　　　　㊞  　下記の物件は、一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。  記  １．樹　種  ２．数　量  ３．GHG関連情報(GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)  （１）原料区分、原料輸送区分   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 原料区分 | 原料輸送区分 | 構成比 | 備　考 | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |   （２）加工区分  　　 　　チップ加工  　　　 　ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）  　　　　 ペレット加工（乾燥にバイオマス利用） |

（３）製品輸送区分

トラック最大積載量: １t車以上　　 ２t車以上

　　　　　　　　　　　　　　4t車以上　　　10t車以上　　　20t車以上

輸送距離:口10km以下　口20km以下　口30km以下　口40km以下

口50km以下　口60km以下　口70km以下　口80km以下　口90km以下

　　90ｋｍを超える場合10ｋｍ単位　　　　　　〔　　　　〕ｋｍ以下

* ＧＨＧ関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注：本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（一般木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記４】　合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供する

木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告の様式

令和 　年 　月 　日

鹿児島県素材生産事業連絡協議会

　　　会　長　　　柴　立　　鉄　彦　　　殿

所 在 地 ：

名　　　称 ：

代表者名 ：

認定番号 ：

合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供す

る木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．期　　間 | 令和 　　年 ４月 １日 ～ 令和　 年 ３月３１日 |
| ２．木材の取扱量（総数） | 原木　購入量　　　　　　　　　　　　　 　　　　㎥  丸太のまま販売量　　　　　　 　　　 ㎥  チップ等に加工して販売量　　 　　　　　　 ㎥ |
| ３．２のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの | 原木　購入量　　　　　　　　　　　　　 　　　　㎥  丸太のまま販売量　　　　　　 　　　 ㎥  チップ等に加工して販売量　　 　　　　　　 ㎥ |
| ４．２のうち、間伐材ガイドラインに基づく間伐材であると　証明されたもの | 原木　購入量　　　　　　　　　　　　　 　　　　㎥  丸太のまま販売量　　　　　　 　　　 ㎥  チップ等に加工して販売量　　 　　　　　　 ㎥ |
| ５．２のうち、合法性ガイドラインに基づく間伐材等由来の木質バイオマスであると証明されたもの | 原木　購入量　　　　　　　　　　　　　 　　　　㎥  丸太のまま販売量　　　　　　 　　　 ㎥  チップ等に加工して販売量　　 　　　　　　 ㎥ |
| うち、GHG関連情報を伴うもの | 原木　購入量　　　　　　　　　　　　　 　　　　㎥  丸太のまま販売量　　　　　　 　　　 ㎥  チップ等に加工して販売量　　 　　　　　　 ㎥ |
| ６．２のうち、合法性ガイドラインに基づく一般木質バイオマスであると証明されたもの | 原木　購入量　　　　　　　　　　　　　 　　　　㎥  丸太のまま販売量　　　　　　 　　　 ㎥  チップ等に加工して販売量　　 　　　　　 　㎥ |
| うち、GHG関連情報を伴うもの | 原木　購入量　　　　　　　　　　　　　 　　　　㎥  丸太のまま販売量　　　　　　 　　　 ㎥  チップ等に加工して販売量　　 　　　　　　 ㎥ |

【別記５】（認定取消通知書の様式）

事業者の認定取消通知書

令和 　年 　月 　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

鹿児島県素材生産事業連絡協議会

会　長　　　柴　立　　鉄　彦

貴事業者については、令和 　年 　月 　日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明、間伐材等の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第十の規定に基づき、令和　　年　　月　　日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

１．団体認定番号 ：

２．事業者の名称 ：

３．代表者の氏名 ：

４．事業者の所在地：

５．取消の理由：